

事業期間中の強震観測施設への配慮

施設は、機器の更新や施設自体のフェンスの更新等をおこないますので施設への出入りや工事等が容易に行えるように八方塞りにならないよう配慮くださいますようお願いいたします。

また、震度計を設置するには震度計設置環境基準というものがあります。

以下は、震度計設置環境基準を簡単にした内容となりますが、併せて地震計周辺の環境維持にご協力をお願いします。

◆建物が建設されると想定した場合

- ・電柱や樹木（大きくなった時を想定）が地震計から高さ以上離れている
 - ・地下タンクなどが近くにない
 - ・造成されるときに地震計との高さに大きく差が生じない
 - ・免震構造の場合、ピットの高さの3倍以上地震計との距離を離れている
- ※建物は震度計設置環境基準上、問題ありません。

◆駐車場とし舗装されると想定した場合

- ・造成されるときに地震計との高さに大きく差が生じない
- ・周辺が盛られることにより施設内に雨水が流れ込まない

●協議先

防災科学技術研究所 地震予知総合研究振興会

地震・火山観測データセンター

つくば観測技術センター

〒305-0006 茨城県つくば市天王台三丁目1番地

TEL: 029-863-7576(直通) FAX: 029-851-8921

ご担当者: 岡井 秀次 様